議会における議員の「調査」について

る(市会ジャーナルは、前年の二〇一三第八回マ ための情報誌として『市会ジャーナル』を年一○ 特別賞」を受賞)。 ニフェスト大賞「優秀成果賞」及び「審査委員会 の調査権について」の 法制レポートは秀逸であ 回ほど発行し、同誌の二〇一四年度第四号「議会 い。横浜市会議会局(議会事務局)は、議員の 会における議員の 「調査」について考えてみ

より調査が可能になる仕組みとしたのではないで 員個人に調査権を認めていないことは、議会が合 しょうか」とまとめている。 ではないかと考えます。合議体の機関であるから 議体の議事機関であるという性格から導かれるの 調査権はあるのか」について、同レポートでは、「議 全国の議会事務局で常に話題となる、 『議会』又は『委員会』で決定することに 「議 員 に

条第二項において、「市長等は、議会又は議員から、 する」という規定を設けている。 市長等が執行する事務に関する資料の提出又は説 資料請求等に係る市長等の対応について、第一四 するまでの規定を設けることはできなかったが、 市議会基本条例では、議員個人への調査権を付与 一方、二〇一四年四月一日から施行され の要求があったときは、 誠実に対応するものと た横 浜

に対しては、着実に資料が提供されることが期待 行政職員は職務に忠実であるから、議員の 一方、 行政職員の立場からは、 資料は必 要請

物を保管して置かなければならない」ということ

議会図書室の規定がある(第二〇項は一般利

《の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行

図書室を附置し前

用の規定)。

項の規定により送付を受けた員の調査研究に資するため、

方自治法第一○○条第一九項では、「議会は、議

限りがあるとなると、議員活動上限界を感じるこ な議会運営」上、質問時間の面で不利な状況に置 数あるいは単独で活動する議員である。少人数と とが少なくないのではないだろうか。 かれる場合があり、そのうえ、行政からの資料に いうことで、本会議や委員会において、「効率的 要最小限にという意識が働くのも事実である。 ここで特に留意しなければならないのは、少人

るいは、記録されていない文書(情報)を、公開 なく、自治体の政策形成過程等が記録された、あ 度の活用も調査の一つの手段と考えるべきである。 点で自治体行政を監視するという意味では、同制 料を入手できるのかもしれないが、さまざまな視 とは重要である。行政側に要請すれば、 請求をとおして議員自らの視点で分析していくこ 資料を要請して得られる(加工された)情報では ることも、議員の調査活動を支えるツールとなる。 んのこと、自治体の「公文書公開制度」を活用す 個々の議員が、「文書質問」を行うことはもちろ また、議会図書室の有効活用も大切である。 そこで、このような不利な状況を打破するため、 必要な資 地

> そのためには、 ければ、行政の監視を適切に行うことができない 役割としては、行政から独立した情報源を持たな 意味で行政の視点での情報であり、本来の議会の からの情報は、 議会図書室の整備が必須要件とな 行政が保有しているという

0) ではと思わざるを得ない。 そもそも議会図書室の存在を重要視していない 類も最新のものでない状況が見受けられるなど、 の、休眠状態か、あるいは、置かれている図書 自治体議会には議会図書室が設置されているも 0)

る。 ニフェスト大賞「優秀成果賞」受賞)されている 市・県立図書館や広島修道大学図書館との連携を 員自らの調査による情報の重要性を示すものであ とのこと。これは、行政からの情報とは別に、議 図り、議員の質問等に活用(二〇一六第一一回マ を配置することによるレファレンス機能の向上、 広島県呉市議会では、 常設の司 書 (嘱 託 職

携するなどにより、現状の水準を上げることが とが必要である。 るためには、やはり、 能な場合もあろう。合議制機関としての力を強め らばその技量を高める、あらたに公立図書館と連 議員の質問を支援できるよう、 乗り超えなければならないが、整備と言っても、 して、行政への予算要望など、いくつかの課題を 議会図書室の整備は、 個々の議員の力を強めるこ 議会内での合意形成、そ 司書が在職するな 可

ろうか。 動費や委員会視察を活用して、議会図書室につい て先進的な議会を訪ねることから始めてはどうだ 「百聞は一見に如かず」である。 議会の政務

< わたなべ かずみ・議会技術研究会共同代表、 札幌市職員